

算定式

総所得金額等

※1 総合課税分、分離課税分の繰越控除を考慮。

所得控除額

■パラメーター

70 雑損控除額
71 医療費控除額
72 小規模共済等掛金控除額
73 社会保険料控除額

→ 所得税と同額

74 生命保険料控除額 → 控除限度額の比で算出 (×4/2.8)

75 地震保険料控除額 → 控除限度額の比で算出 (×10/5)

76 配偶者特別控除(※2)
77 配偶者控除等

→ 所得税における控除額で算出

80 一般扶養控除者数
81 特定扶養控除者数
82 老人扶養控除者数
83 同居老人扶養控除者数
87 普通障害者数
88 特別障害者数
89 同居特別障害者数
92 (本人)障害者控除額
93 控除対象寡婦・ひとり親
94 控除対象勤労学生

※2 配偶者特別控除は、納税義務者の「合計所得金額」及び「住民税の配偶者特別控除額」を参照し、

○合計所得金額

900万円以下
住：33万円 → 所：38万円
上記以外 → 住・所同額

900万円超950万円以下
住：22万円 → 所：26万円
上記以外 → 住・所同額

950万円～1,000万円
住：11万円 → 所：13万円
上記以外 → 住・所同額と設定する。

基礎控除額

→ 納税義務者の「合計所得金額」を参照し、合計所得金額ごとに

2,400万円以下 : 48万円
2,400万円～2,450万円 : 32万円
2,450万円～2,500万円 : 16万円 とする。

× 所得税率

※3 課税所得金額(合計所得金額－所得控除額)から自動計算できるように構築。

税額控除額

■パラメーター

配当控除額

→ 「26 配当所得額(総合)」に10%を乗じる。

所得税額

※4 総合課税分、分離課税分の税額を算出し合算。

ただし、「103 住宅借入金等特別税額控除額」に0以外の数値が入力されれば、所得税額をゼロとする。